

京都府専門分野別指導看護師養成補助事業について

京都府では、感染症に関する専門的知識と技術を有し、施設の感染症対策を指導できる看護師を養成することにより、府内の医療・福祉施設が新興感染症等に対応できる運営体制の構築を図るため、標題事業を実施しています。

概要は以下の通りです。内容及び要領を御確認いただき、交付を申請される場合は期日までに必要書類の提出をお願いします。

1 事業内容

感染症に関する専門的知識と技術を有し、施設の感染症対策を指導できる看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成することを目的とした研修の受講経費等を補助する。

(1) 補助対象となる研修

- ・日本看護協会が認定した認定看護師教育課程「感染管理」（A 課程、B 課程）
- ・東京医療保健大学が実施する感染制御実践看護学講座
- ・その他知事が認める研修

(2) 補助対象経費

① 研修受講に係る経費（入学金、授業料、実習費、教材費、旅費、宿泊費等）

※ 今年度修了する研修に係る支出経費に限る。

② 感染管理認定看護師教育課程「感染管理」の認定審査に係る経費（認定審査料、旅費、宿泊費等）

※ 今年度認定審査を受け今年度中に合格した場合の認定審査に係る支出経費に限る。

例) 昨年度研修を受講修了し今年度認定審査を受ける場合、認定審査に係る経費は補助対象であるが、昨年度の授業料等は補助対象外。

※ 同一の研修について 1 人の受講者に対する補助は 1 年度限りとする。

例) 今年度研修を受講し授業料等を補助した受講生については、次年度に認定審査を受けたとしても認定審査に係る経費を次年度に申請することはできない。

※ 府が他に実施する同種の補助制度と併用不可。府以外の団体の助成金とは併用可。
併用できない補助制度例) 高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業費補助金

※ 受講生本人が負担した経費は対象外。

(3) 補助対象者

(1) の研修に看護師等を派遣し、(2) の補助対象経費を負担した医療機関等

※ 医療機関等：病院、診療所、介護医療院、介護老人保健施設、訪問看護事業所等

(4) 補助基準額

補助基準額受講者 1 人あたり 700 千円 補助率 10 / 10

(5) 補助条件

- ・研修修了後、資格を取得した際には速やかに京都府へ報告すること。
- ・補助金の交付を受け資格取得した看護師等に対し、京都府や他の医療機関等から「京都府施設内感染専門サポートチーム」への参加、研修会講師や技術指導の実施等について要請があった場合は、当該職員を派遣するよう努めること。
- ・研修受講後、研修受講年度を含め 3 年度以内に資格取得ができなかった場合は、補助金の全額を府へ返還すること。

2 交付申請

(1) 提出期日

令和 5 年 9 月 29 日 (金) 必着

(2) 提出資料

- ① (第 1 号様式) 申請書
- ② (第 1 号様式) 別紙 1、2 - 1
- ③ 受講していることが分かる資料 (受講教育機関の受講決定書類の写し)
- ④ 口座振替依頼書

※委任状を記入する場合は要押印

3 今後の流れ

令和 5 年 9 月 11 日 交付申請開始

令和 5 年 9 月 29 日 交付申請提出締切り、交付決定

令和 6 年 4 月 頃 実績報告提出締切り

令和 6 年 5 月 頃 額の確定及び支払い